

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年十月二十五日

広島県収用委員会

一 通知を受けるべき者

氏名	住所
今澤 定	山口県岩国市室の木町四丁目九二番二八号
木村 吉一	山口県岩国市平田六丁目五八番二一〇四号

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

一般国道五四号改築工事（可部バイパス・広島県広島市安佐北区三入六丁目地内から同
区大林町字浜ヶ谷地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市安佐 北区大林 一丁目	一五九七番四	原野	公衆用 道路	八二	八二・八六	八二・八六
			雑種地			

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年十一月七日にその通知があったものと
みなされます。